

国民年金

4月から公的年金の受給制度が変わりました

令和4年4月から、老齢年金受給開始の繰り上げ・繰り下げについて制度が改正され、受給開始時期を60歳から75歳まで選択できるようになりました。



▶ 繰り下げ請求について

繰り下げ請求の年齢上限が、70歳から75歳に引き上げられました。

対象者は、下記のとおりです。

- ①70歳未満の人(昭和27年4月2日以降生まれの人)
- ②老齢年金の受給権取得日が平成29年4月1日以降の人

※①および②に該当しない人は、令和4年3月までと同様に繰り下げの上限年齢が70歳となります。65歳より受給期間を遅らせると、その月数に応じて、1カ月あたり0.7%ずつ増額されます。繰り下げた期間によって年金額が増額され、その増額率は一生変わりません

受給額の年間増減率の例	
60歳	76%
61歳	80.8%
62歳	85.6%
63歳	90.4%
64歳	95.2%
65歳	100%
66歳	108.4%
67歳	116.8%
68歳	125.2%
69歳	133.6%
70歳	142%
71歳	150.4%
72歳	158.8%
73歳	167.2%
74歳	175.6%
75歳	184%

▶ 繰り上げ請求について

老齢年金を繰り上げ受給する場合、65歳到達月の前月までの月数に応じて減額されますが、その減額率が、1カ月あたり0.5%から0.4%に改正されました。

対象者は昭和37年4月2日以降生まれの60歳未満の人です。昭和37年4月1日以前生まれの人の減額率については、0.5%から変更はありません。

●問い合わせ／保険医療係

釧路年金事務所 ☎0154-22-5810

第3弾 がんばろう厚岸応援券を配布します！

『第3弾がんばろう厚岸応援券』は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い経営が悪化している町内の商工業者の事業継続と町民の生活支援を目的に、すべての町民を対象に、町が発行する商品券です。

- 対象者／令和4年4月20日現在で町内に住所があり、現在その住所に居住している人（ただし、4月20日から応援券の配布の日までに死亡または転出した人は対象外）
- 発送日・発送方法／5月16日(月)以降、各世帯に順次お届けする予定です。受け取りにはサインまたは印鑑が必要となりますので、ご注意ください
- 応援券の内容／町民1人につき1冊3,000円分の商品券(500円券×6枚つづり)
- 使用期間／令和4年5月16日(月)から12月31日(土)
- 取扱店／広報5月号折り込みチラシに掲載するほか、応援券を発送する際に同封します。また、町ホームページでも公開しています
- 問い合わせ／商工雇用係



応援券に関する
ページはこちら

